シンポジウム：部活動地域移行と大学の役割

企　画　趣　旨

福岡大学　**柿　山　哲　治**

2022年12月に，スポーツ庁と文化庁の両庁が共同で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（図）が策定され，地域移行はすでにモデル校で試行的に取り組まれている。公立中学校の休日の部活動については，2023年度から2025年度までの３年間を“改革推進期間”として地域移行に段階的に取り組み，可能な限り早期に実現することを目指している。部活動の地域移行のメリットとしては，児童生徒の選択肢が広がること，専門的な指導が受けられやすくなること，教員業務の負担軽減（スリム化）が期待できること等が挙げられている。一方，デメリットとしては，指導者や受け皿の確保が容易ではないこと，児童生徒の安全上の不安があること，保護者の経済的負担が課される可能性があること等の指摘もみられる。

各自治体は，それぞれ地域移行の方針や計画を策定し，公表している。福岡県教育委員会は，2022年３月に「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン　～公立中学校の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けて～」を発行し，福岡県部活動改革セミナーを継続的に開催している。その第３回セミナーでは，スポーツ庁地域スポーツ課長橋田裕氏による講演「部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」が行われ，福岡大学および大阪体育大学の「令和５年度大学スポーツ資源を活用した地域振興モデル創出事業」に関する企画提案書が紹介されている。

本シンポジウムでは，同講演でも取り上げられた「『“新しい地域スポーツ”の価値創造基盤の構築』～福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム事業の推進，継続と城南区６中学校部活動の地域移行トライアルの一体的取り組み～」をテーマに，福岡大学スポーツ科学部教授の乾真寛氏よりお話し頂いた。また，九州大学人間環境学研究院教授の杉山佳生氏からは，部活動地域移行と大学教員との関係の在り方の可能性についてお話し頂いた。さらに，福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課の田代浩之氏と福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課の上野貴裕氏による，部活動地域移行に関わる制度の紹介と福岡県の現状・課題についての報告が行われた。

大学は，豊富なスポーツ資源（人材，施設，教育・研究・部活動の成果など）を有しており，大学スポーツを通じて地域社会の発展を支える重要な役割を果たすポテンシャルを秘めている。

本シンポジウムでは，大学がこれらの資源を有機的かつ複合的に活用し，自治体等の地域組織・団体とともに十分に連携・協力することによって部活動の地域移行をどのように支援すべきか，そして未来を担う子どもたちにどのように貢献できるのかについて議論を深めた。

本シンポジウムを通じて明らかになった課題と可能性をふまえ，今後も大学が部活動地域移行におけるリーダーシップを発揮し，地域と連携して持続可能なスポーツ環境を築くことを目指したい。

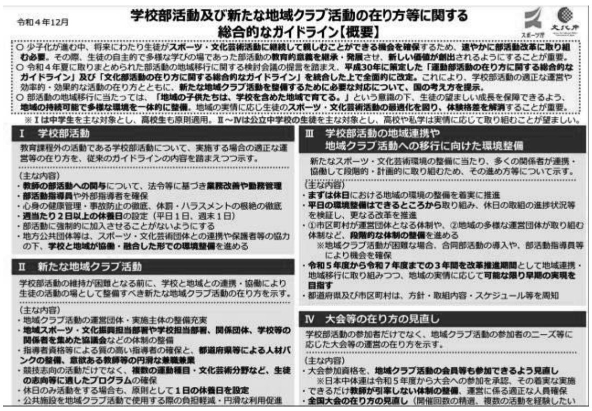

令和４年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドライン【概要】

スポーツ庁　文化庁

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒が**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保**するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。
○ 令和４年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、**平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。**これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。**
○ 部活動の地域移行に当たっては、**「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒の**スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ　学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）
・**教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
・**部活動指導員**や外部指導者を確保
・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
・**週当たり２日以上の休養日**の設定（平日１日、週末１日）
・部活動に強制的に加入させることがないようにする
・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

Ⅱ　新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）
・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
・**地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラム**の確保
・休日のみ活動をする場合も、原則として**１日の休養日を設定**
・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

Ⅲ　学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）
・**まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
・**平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
　※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
・**令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ　大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）
・大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
　※日本中体連は令和５年度から大会への参加を承認、その着実な実施
・できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
・**全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい

図．学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（概要）（スポーツ庁・文化庁，2022）

参考文献

スポーツ庁・文化庁（2022）学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン，https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf,（2024年１月25日閲覧）.